

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策 についての県からのお知らせ 5月号

平成21年5月1日

宮 城 県

発行：竹の内産廃処分場対策室

電話：022-211-2691

県政の推進につきましては、日ごろ格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
処分場におきましては、施設の定期的な保守管理だけでなく、水質調査や硫化水素等のモニタリングを実施し、周辺環境への影響の有無について確認しております。

1 村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会 について

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場の周辺地域の生活環境に及ぼす影響に関する調査の方法及びその調査結果の評価に関し審議するための第6回評価委員会が、下記のとおり開催されます。評価委員会は公開されており、傍聴ができます。なお、事前申し込みは不要です。

- (1) 開催日時
平成21年5月25日(月) 午後3時から
- (2) 開催場所
宮城県庁行政庁舎9階 第一会議室
- (3) 問い合わせ先
竹の内産廃処分場対策室 電話022-211-2691

2 健康相談会の御案内について

- (1) 開催日時
5月7日(木)、5月21日(木)、6月4日(木)、6月18日(木)
それぞれ午後1時30分から3時30分まで
- (2) 開催場所
村田町沼辺地区公民館
- (3) 実施内容
医師、保健師等による問診を行います。また、希望があれば内科診察を行います。
- (4) 申込方法
・健康相談を希望される方は、開催日の前々日午後5時15分までに、下記の直通電話までお申し込みください。なお、事前申込み者がいない場合には中止とさせていただきますので、御了承ください。
・相談時間は、お申し込み順に調整します。
・相談会の実施方法について、御意見・御希望がありましたら、直通電話に御連絡願います。
- (5) 問い合わせ先
仙南保健福祉事務所 疾病対策班直通電話 0224-53-3121
受付は、午前8時30分から午後5時15分までです。(土・日、祝日を除く。)

3 アレルギー専門医による健康指導及び健康相談について

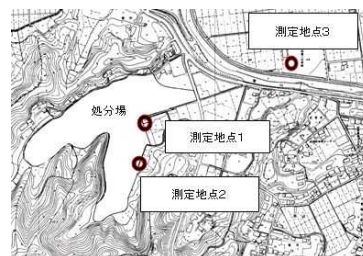
5月24日に、アレルギー等の専門医による健康指導及び健康相談を実施します。
当日は、講師によるアレルギー等に関する講話と健康指導および個別健康相談を予定しております。
なお、個別相談をご希望の方は事前に申し込みが必要となりますので、詳しくは、以下の申し込み先までお問い合わせください。

- (1) 日時 平成21年5月24日(日) 午後1時30分から午後4時まで
- (2) 場所 村田町沼辺地区公民館

- (3) 対象 村田町にお住まいの方(ただし、個別健康相談については、処分場周辺にお住まいの方等に限りませう。)
- (4) 講師 かくたこども&アレルギークリニック院長 角田和彦先生
- (5) 内容 講話「春・夏に注意する室内環境と食生活」及び健康指導(60分程度)
個別健康相談(事前申し込み制。90分程度)
申し込み人数により時間を調整させていただきますので、予めご了承ください。
- (6) 参加申し込み方法
講話の聴講に関する申し込みは不要ですが、個別健康相談を受けたい方は、下記へ電話またはファクシミリ(FAX)により、5月18日(月)までにお申し込みください。
- (7) 申し込み先
仙南保健福祉事務所疾病対策班
電話0224-53-3121 FAX0224-52-3678
- (8) 問い合わせ先
疾病・感染症対策室 特定疾患班 電話022-211-2636

4 硫化水素モニタリングの結果(3月)について

- (1) 測定期間
平成21年3月1日(日)から3月31日(火)
- (2) 測定地点
測定地点1 発生ガス処理施設付近
測定地点2 処分場東側敷地境界
測定地点3 村田第二中学校
- (3) 測定結果



	硫化水素の最大濃度(ppm)	認知閾値濃度*1 超過回数(回)	規制基準濃度*2 超過回数(回)	全測定回数*3 (回)
測定地点1	0	0	0	89,183
測定地点2	0	0	0	88,975
測定地点3	0	0	0	89,117

*1 認知閾値濃度：硫化水素のにおいであることがわかる弱いにおい(0.006ppm)。

*2 規制基準濃度：悪臭防止法を準用した場合に硫化水素の規制基準として示される濃度範囲のうち最も低い(厳しい)濃度(0.02ppm)。

*3 全測定回数：機器点検等による欠測を除いた全測定回数。

- (4) 問い合わせ先
竹の内産廃処分場対策室 電話022-211-2691

作業のお知らせ

モニタリング関係

硫化水素等定期状況調査

処分場内のガス抜き管(11箇所)における硫化水素等を調査します。

処分場内の点検関係

処分場の維持管理として、週3回、場内の巡回点検を実施します。巡回点検では、処分場の覆土や発生ガス処理施設等の点検を行います。